

大規模地震発生時・津波警報発令時等の対応について（お知らせ）

- 「**坂出市**」及び「**坂出市外の訪問先**」で「**震度5弱以上の地震**」または「**相当な被害が生じる危険が予想される事態**」が発生した場合  
 ○「**坂出市**」に「**津波警報**」もしくは「**大津波警報**」が発令された場合

	状 況	対 応	備 考
1	<b>在校時</b>	<b>学校で待機</b>	(1) <u>通学路・自宅等の安全が確認できませんので下校はさせません。</u> 学校において児童を保護者の方に引き渡すこととなります。また、保護者でない方が引き取りに来られた場合は、児童との面識の有無、保護者からの依頼等を確認させていただきます。この場合、通信手段が使用可能であればご一報ください。 (2) 児童の引き取りは、遅くなくても結構です。保護者の方が危険を回避できた時点をお願いします。保護者の方の危険が回避できない場合は、学校で児童を保護します。 (3) 津波警報発令の場合、児童は南校舎3階に避難します。また、必要に応じて近くの高台に避難誘導します。
2	<b>登下校時</b>	<b>状況を判断</b>	(1) 職員が巡回し、児童には、まず、学校、自宅、もしくは近くの高台等に避難するよう指導します。学校に避難した児童は、1「 <b>在校時</b> 」の対応を行います。 (2) <u>各家庭においても、あらかじめいざというときの避難場所として「緊急避難場所」を指定しておき、そこに避難するようにご指導ください。</u>
3	<b>校外学習時</b>	<b>学校へ帰校</b>	(1) 学校へ帰校した後、1「 <b>在校時</b> 」の対応を行います。 (2) <u>交通機関や道路の状況等により、引率者が、学校に戻ることが危険であると判断した際は、学校に戻らず、付近の安全な場所に避難することとなります。</u>
4	<b>修学旅行時</b> <b>宿泊学習時</b> <b>等</b>	<b>訪問先待機</b>	(1) 訪問先の災害対策本部の指示に従います。 (2) 災害対策本部が設置されていない場合は「 <b>校外学習時</b> 」と同様の対応を行います。
5	<b>在宅時</b>	<b>自宅等で待機</b>	(1) <u>児童は、学校から連絡があるまで、自宅もしくは安全な場所で待機してください。</u>